

# 広域行政 ニュースレター

第17号 2006.9

発行 福島県総務部市町村領域広域行政グループ  
〒960-8670 福島市杉妻町 2-16  
URL <http://www.pref.fukushima.jp/kouiki/>  
E-mail [kouiki\\_gyousei@pref.fukushima.jp](mailto:kouiki_gyousei@pref.fukushima.jp)  
電話 024(521)7058 Fax 024(521)7904



メ  
ニ  
ュー

## 県内合併協議会の状況

合併市町村インタビュー（田村市総務部長 相良昭一氏）  
他県における広域行政の取組み（京都府相楽郡東部3町村）ほか  
福島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会発足  
地域密着型地方自治制度研究会議



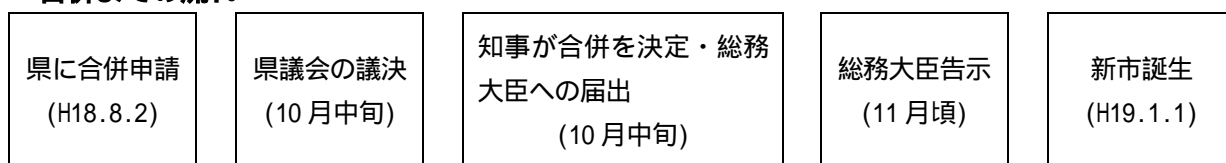
## 県内合併協議会の状況

### 本宮町・白沢村合併協議会

本宮町と白沢村は、平成18年8月2日、両町村を廃止して新たに本宮市を設置する「廃置分合」（合併）の申請を県に行いました。県は、9月定例県議会で議決を得て、10月中旬に知事が廃置分合を決定し、総務大臣へ届け出ることとしています。11月には総務大臣の告示が行われ、これをもって合併の法的な手続きが完了し、来年1月1日に「本宮市」が誕生します。

県内13番目の市となる本宮市は、昨年4月に施行された合併新法のもとでの新設合併としては、現在のところ全国初となる予定です。

#### 合併までの流れ



#### 本宮市の概要

人口(H17国調)	面積	市役所の位置	事務組織及び機構の取扱い
31,367人	87.94 km <sup>2</sup>	現在の本宮町役場	白沢村役場は総合支所、現在の岩根支所と白岩支所は出張所とする。

### 福島市・川俣町・飯野町合併協議会

今後、9月末から10月上旬に3回目の「住民懇談会」を開催し、その後各市町ごとに「合併の是非」について検討を行い、平成19年1月予定の協議会で確認する予定とされています。

## 合併市町村インタビュー(田村市総務部長 相良昭一 氏)

第14号に続く第2弾!合併市町村のその後をお聞きしました。今回は、平成17年3月1日に県内で初めて新設合併をし、1年半が経過した田村市です。

相良総務部長にお話しを伺いました。



田村市総務部長 相良昭一 氏

合併後1年半を経過しての感想をお聞かせください。

平成17年3月1日の合併に向けては、市民の皆さんに支障を与えることなく、いかにスムーズに田村市に移行できるかが重要な課題でした。特に大きな支障もなく新市に移行できたことは、それまで合併協議に携わってきた方々が、真剣に議論されてきた成果の表れだと思っております。

合併後、第1回田村市議会臨時会(平成17年3月7日、8日開催)において、192件という膨大な量の専決処分の承認をいただきました。その後の定例議会における一般質問では、毎回約20名(在任特例議員数70名)の方が質問に立ち、質問項目が100を超したこともありました。その対応は、旧5町村当時の量とは比べものにならない程でしたが、新市運営や旧5町村の課題把握をするうえで、大変貴重で多くのご意見、ご提案を伺うことができたと思っております。

また、合併時、それまで一緒に仕事をしたことがない5町村の職員合わせて143名が

本庁に異動になり、3月1日から即業務が始まりました。旧5町村でやっていた仕事は同様でも、その方法には少しずつ違いがありました。田村市という新しい組織で、ゼロからのスタートでしたので、職員同士皆で意見を出し合いながら新市としての基礎を作っていかなければなりませんでした。

1年が過ぎ、一通りの事務をこなしてきてやっと一つの形になってきたのかな、と感じています。

合併後、住民・地域団体からどのような問合せがありましたか。

組織が変わりましたので、一部の申請事務については、それまで役場で処理できたのができなくなったという部分がありました。そういう状況が発生した時点で、速やかに改善をしてきています。住民の皆さんから全く問い合わせがなかったということではありませんが、大きな問題には至らず今日までできています。

このように対応できたのは、「合併前の行政サービスを低下させることなく新市に移行する」という基本理念があったためだと思います。組織においても合併前とほぼ変わらない体制で、旧5町村の役場は行政局という形で配置をし、行政局には旧町村の職員がそのまま残りました。こういった点からも、住民の方に合併して特に不便を感じさせなかったのだと思います。





職場（本庁）の様子

クラスター方式を採用しての現時点での問題・課題はありますか。

クラスター方式とは、機能を一極に集中させることなく、旧町村ごとの個性と多様性を重視した合併スタイルであります。田村市は、本庁と行政局という形態をとり、行政局は地域住民の生活に直接関わる事務を行い、本庁では、市全体の総合的な事務を行います。本庁の各部と行政局は行政機能の役割分担をするもので、部長と行政局長はほぼ同等な権限が与えられています。当然、我々が今まで携わってきた行政組織とは違いますが、当初は職員にも多少の戸惑いでしたが、対外的には順調にきていると思います。

ただ、合併協議の中で 10 年間に職員を 120 名減らして 480 人にするという目標を掲げましたし、合併算定替の終了により、10 年後には、地方交付税が減額されることなどを踏まえ、将来に亘って持続可能で効率的な組織体制の在り方については、考えていかなければならない課題と思っています。当然、地域特性の尊重と新市の一体性の確保や行財政の効率化を両立できるようにする努力は必要ですけどね。

合併前と比べ職場の雰囲気や仕事の内容に変化は見られますか。

本庁に異動になった職員は、初めての場所で、全く知らない人と、新しい仕事をしなければなりません。旧 5 町村の職員が集まりましたので、仕事の方法も 5 通りありました。それを短期間で協議・調整して、事務

を進めなければならないという危機感が強かったと思います。一方、行政局は、周りの職員がほとんど変わりませんでしたので、職場の雰囲気にもさほど変化は見られなかったと思います。ただ、組織が新しくなり、担当する仕事の範囲も以前とは違う部分が出てきましたし、また、局内部でも異動がありましたので、職員それぞれには不安はあったと思いますね。

全体的に本庁と行政局の職員には、業務に対しての意識の変化、さらにはモチベーションについて、多少の温度差はありましたが、それぞれ緊張感をもってやってきたと思います。職員も非常に大変だったと思います。

また、誰しもそうだと思いますが、経験のある仕事に対しては臨機応変に対応できますが、初めての仕事に対しては、対応が難しい面もあります。そのため、新しい組織・事務処理に戸惑い、自信をなくしている職員もいます。ですから、早く職員の変化に気づいてあげられるように努力していますし、人事異動に際しては、なるべく希望を叶えてあげられるよう職員調書を取っています。

現時点での合併の効果はありますか。

旧 5 町村ではそれぞれ様々なサービスの差異がありましたが、事務事業調整の中でサービスの程度は比較的高い方に、負担は低い方に調整するというのが基本的な考えでしたので、一部の地域の方にとっては、合併したから住民サービスが良くなったというものもありますね。

また、合併によって、各地区から学校の施設整備や道路整備、防災行政無線など投資的



こどもの国ムシシランド 上空から



な事業の要望がありました。こうした事業も合併のスケールメリットを活かして、重点的な投資が可能になりますし、合併特例債事業を使うこともできます。ただし、合併特例債については、対象事業が限られていますし、あくまでも借り入れですから、財政状況等も十分考えなければなりません。

今後の改善点はどこですか。

現在の組織は、合併前の想定から考えられた組織です。合併して、実践を通じてどういう問題があるのか、将来の組織はどうあるべきか、常に検証していかなければならないと考えています。昨年は、若干の見直しを行いまして、本年度から税体制の強化を図り、また出納分室を廃止しました。

今年度は、本格的に行政改革推進本部を中心として、事務処理改善委員会、小委員会を設置しまして、合併前に決めた組織が、合併後1年半を経過して十分機能しているのか、将来の持続可能な行政組織はどうあるべきかという部分について、検討に着手しています。

改革すべき内容については、職員の意識の盛り上がりを期待しておりまして、職員自ら主体的に、10年後、20年後、田村市として持続可能な組織はどうあるべきかについて全庁的に議論しているところです。

さらに、職員間の意識の温度差を解消するために、平成18年4月の定期異動で行政局間あるいは本庁と行政局間の人事交流を行いました。今後は、人事評価制度の導入を検討し、能力のある職員について、配置転換や昇格もしなければならぬと思っています。具体的にはこれからですが、その辺を今後の課題として、職員が働きやすい環境をつくらなければならぬと考えています。

また、田村地方5町村は、平成16年9月に合併協定後、わずか5か月余という短期

間で田村市に移行しました。そのため、事務事業の調整について、詳細な精査がなされないままになってしまった部分もありますので、現在でも継続して調整を行っている事業もあります。その部分についても徐々に段階を踏んで調整し、新市としての一体性を確保していかなければならないと考えています。

最後に今後の抱負をお願いします。

合併は50年、100年に一度の大事業で、ある面では大変だという部分もありますが、その時点に巡り会えたということは、大変貴重なことだと前向きな気持ちでやらないと乗り越えていくことは難しいと思っています。

合併後は、組織を含めて、十分機能しているのか、合併協定と現状を照らして改善が必要か、常にフィードバックしながら、検証し、反省して、問題があれば速やかに改善していくことが必要だと思います。これを職員一人ひとりが市民の目線で、市民の立場に立って考えることが大切であると思います。

合併してよかったという実感が湧いてくるのは5年、10年先になるかもしれませんね。その間、職員は自分達に与えられた課題を地道に解決していくことが大切だと思います。

今後は、新たな目標に向けて職員一丸となって頑張っていきます。



田村市特産  
あぶくまの天然水  
モンド・セレクション  
「大金賞」三年連続受賞  
「国際最高品質賞」受賞

インタビューを振り返って

合併後の問題も一つ一つクリアされて、新市としての業務を軌道に乗せ、新たなステージへ向かっている印象を受けました。また、お話しのとおり合併して終わりではなく、合併してもしなくても、アイデアを持って改革し、努力することが必要です。県としても市町村の考えを尊重しながら、イコールパートナーという認識の下、地域の課題を共有し、市町村の取組みを支援していかなければならないと思いました。

# 他県における広域行政の取組み(京都府相楽郡東部3町村) ほか

ここでは、今後の市町村運営の参考に、他県や県内の事務事業の共同処理の状況について紹介します。

## 相楽郡東部3町村の概要

京都府相楽郡東部の山間部に位置する笠置町、和束町、南山城村が、平成17年度「相楽郡東部3町村広域業務連携推進部会」を立ち上げ、業務の共同化に向けて検討してきました。

平成18年度からは、「相楽東部広域業務連携協議会」を設置し、3町村共同で広報紙発行や職員研修を行い、また教育委員会の設置や税の滞納整理などを共同で行うために準備を進めています。

### 人口・面積・財政状況

町村名	人口	面積	地方交付税額	経常収支比率	財政調整基金	ｽﾊﾟﾙｽ指数
笠置町	1,875人	23.57 km <sup>2</sup>	762,183千円	122.3%	474,902千円	82.6
和束町	4,999	64.87	1,369,726	100.7	116,787	90.0
南山城村	3,466	64.21	873,436	106.1	506,306	89.9

人口は平成17年国勢調査速報値、それ以外は平成16年度の数値

## 共同処理を行うに至った背景

～これまでの取組み～

- ・ 収入役の廃止
- ・ 特別職及び一般職の給料、期末手当等の削減
- ・ 施設維持管理費、備品、事務用品の削減
- ・ 旅費規定の見直し
- ・ 団体補助金の見直し
- ・ 退職不補充による定員削減
- ・ 保育所及び小学校の統合
- ・ 議員定数の削減

さらに

相楽郡東部3町村においては、人口減少・財政逼迫等により、改革を進めていかなければ単独での自立が難しい状況との認識から、住民サービスの見直しをする前に、まずは行政内部でできる改革を行うことが必要と考え、広域業務連携の検討を行うに至りました。

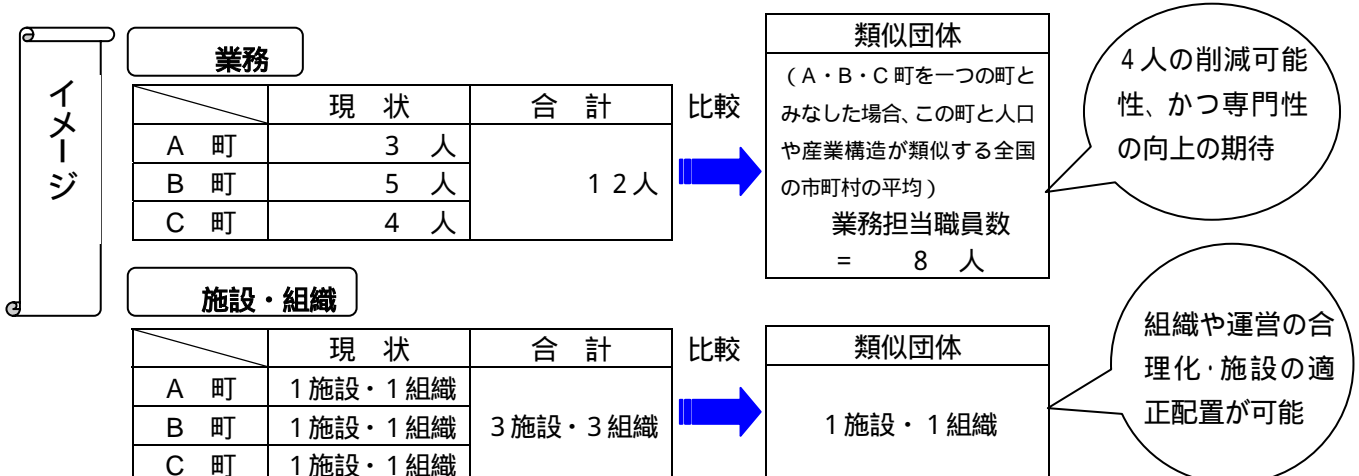
そして、平成17年度に「相楽郡東部3町村広域業務連携推進部会」を、平成18年度に「相楽東部広域業務連携協議会」を設置し、今後の取組内容について検討するとともに、可能な事務事業について共同で実施しています。

## 取組み内容

### 基本的な考え

現在3町村では、規模の大きい自治体と同様の行政事務を少数の職員で対応しています。このため、専門性の向上を図ることが困難な状況です。3町村がそれぞれ行っている同一の事務を共同で実施することで、職員の効率的な配置が可能となるとともに、専門性の向上も期待できます。

さらに、法令で設置が義務付けられている施設や組織は、各町村が単独で設置するよりも、共同で設置した方が効率的・合理的な運営が期待できます。



## 取組み内容・予定

「相楽東部広域業務連携協議会」の各専門部会において、事務委託、協議会、機関の共同設置、一部事務組合、広域連合のいずれで行うのが適当か、また実際に共同化していく上での課題・問題点の確認を行っています。そして、協議を進めていく中で、可能な事務事業から実施に移すこととされています。

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
具体的な取組みの流れ 実施 → 検討 → 検討・実施 →	総務部門	<b>協議会</b> 規約・予算を作成し、平成 18 年度から笠置町に設置	広報発行、職員研修、防災訓練等	→	
			条例等の制定、改廃、編纂、保存等	→	
	税部門		納税相談、滞納整理、新築家屋の評価等	→	
			税の徴収、台帳の整備、保管等	→	
	電算システム		電算システムの一元化	→	
	土木建築部門		共同発注、各種検査等の相互実施	→	
	教育部門		教職員の研修、体育協会、成人式等	→	
	教育委員会の共同設置	→			
環境部門	環境事務の全般を一部事務組合で実施	→			
福祉部門	福祉輸送、予防事業の実施	→			

## ～ 県内の共同処理等の状況 ～

### 古殿町・鮫川村学校給食センター

石川郡古殿町は東白川郡鮫川村に学校給食調理業務についての事務を委託しました。これは地方自治法上の事務の委託（自治法第 252 条の 14）にあたり、市町村がほかの市町村に給食業務を委託するのは県内で初めてになります。

古殿町では、学校給食センターの老朽化が進み、衛生管理に配慮した施設整備が必要でした。今後の生徒数の減少や財政問題などから総合的に検討した結果、町内の小・中学校の学校給食の調理業務を鮫川村へ委託するという広域連携を行うこととしたもので、平成 18 年 8 月 28 日から業務が開始されています。

### 両沼西部四町村連絡協議会（柳津町・三島町・金山町・昭和村）

四町村は、平成 18 年 9 月 14 日に協議会を設置し、今後、行政全般について予測される四町村の共通課題の解決を図るため、「地域連携による住民福祉向上」、「効率的な自治体経営の業務連携のあり方」について調査研究することとされています。

協議会では、行財政、生活、産業、建設、教育の 5 部会を設置し、各部会ごとに課題を検討することとされています。



## 福島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会発足

医療制度改革について、健康保険法等の一部を改正する法律が、平成18年6月21日に公布され、平成20年度から75歳以上の後期高齢者を対象にした新たな高齢者医療制度がスタートします。これに伴い、県内の後期高齢者医療事業を実施する広域連合を設立するために、平成18年8月9日に福島県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が発足しました。

この準備委員会は、県内の61市町村をもって構成され、会長には県市長会長の相楽新平氏（須賀川市長）、副会長には県町村会長の菅野典雄氏（飯舘村長）が選任されました。

今年度内の広域連合設立に向けて、現在4つの部会において規約や業務についての検討・調整が行われています。



総務部会	広域連合の規約、条例、規則、執行体制、予算、財務、事業計画などの検討
資格管理部会	被保険者の認定、被保険者証の発行、保険料率の検討、各種情報の管理方法等の検討
給付部会	レセプト審査、高額医療費、外部委託業務の検討
電算部会	電算システムで行う業務内容、ネットワークシステムの構築、データの管理方法などの検討・調整

### 広域連合ってなんだろう

広域連合は複数の都道府県、市町村及び特別区が、その事務で広域的に処理することが適当であるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的に広域行政を行うことを目的として設置される特別地方公共団体です。

一部事務組合と違い、直接請求の制度があり、また議会の議員や連合長は、直接選挙又は間接選挙により選出されます。また、広域連合が行う事務と密接な関係のある国や都道府県の事務・事業を広域連合が直接配分を受けて行うことができるとされています。

## 地域密着型地方自治制度研究会議

### 地域密着型地方自治制度研究会議とは

県は、平成18年2月に住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」を実現し、地方分権をさらに進めようとする「分権宣言進化プログラム」を策定しました。

その進化プログラムの具体的実践として設置されたのが、地域密着型地方自治制度研究会議です。この研究会議は、住民のニーズや意見などより地域の実状を踏まえた運営が可能となるよう、市町村と県が連携して研究を行うために設置されました。

例えば、法によって画一的に定められている地方自治制度について、市町村の規模や住民活動の実状等を踏まえた制度改正や、住民が地域活動を実践する上で障壁となる過剰な規制や関与等について研究や提言を行います。



## 第1回研究会議の概要

平成18年7月28日に、第1回目の研究会議が開催され、市町村領域総括参事を座長に、会議が進められました。構成員は、市町村及び県人事領域、市町村領域、地方振興局地域連携室の職員となっております。

### ～主な意見～

#### 制度面から

- ・ 教育委員会や農業委員会を長部門で担うことはできないか。
- ・ 市町村の規模によっても果たすべき役割は多様であり、その役割に応じた柔軟な制度であるべき。

#### 自治運営面から

- ・ 高齢化等により、集落自治が本来の機能を果たせない状態になっており、集落を維持するためには行政の関わりが必要である。
- ・ 住民自治の面では、大字、小字単位、町内会などのコミュニティーの活性化を推進する行政を行っていくべきである。

### ～その他の意見～

- ・ 県は、より一層現場市町村の声に耳を傾け、情報としてではなく実感として、住民がどのようなことを考えているのか把握すべきである。
- ・ 市町村職員の一部には、いまだに市町村は県の下請機関という考えも残っており、今後、意識改革が必要である。

## 今後の予定

下記具体的テーマに絞り込み、10月下旬を目途に第2回の会議を開催いたします。

#### 地方自治制度における象徴的な課題

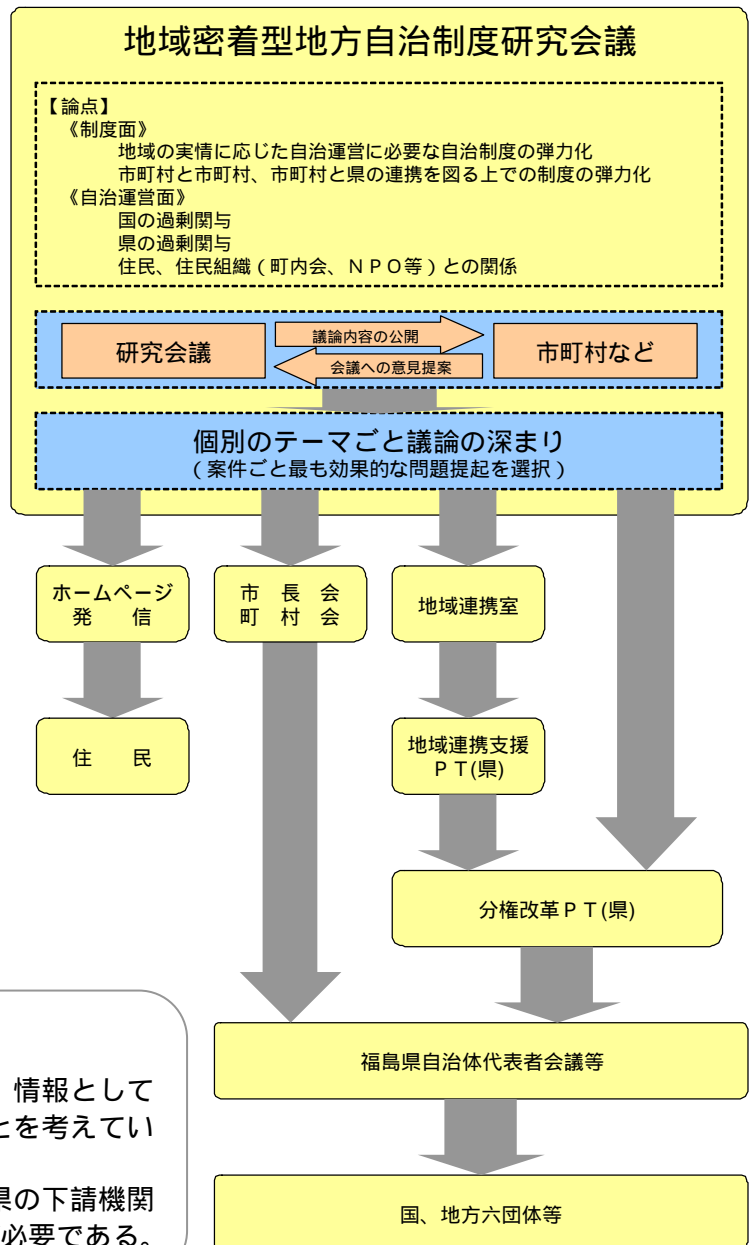
##### A 個別具体的な課題

- ・ 「教育委員会制度」「農業委員会制度」の弾力化

##### B そもそも自治体の在り方に関する課題

- ・ 一律的なフルセット型自治体の今後のあり様
- 住民意識や地域の実状から乖離した規制等の存在
- 住民意識や地域の実状から乖離した国、県の関与の問題
- 市町村と市町村、市町村と県の連携ニーズ
- 住民自治の育成と協働

## ～議論内容の発信イメージ～



### 編・集・後・記

自治体運営にも様々な手法があります。どれを選択するかは地域の実状もあるでしょう。まずは、自助努力と近隣市町村の連携が基本になると思われますが、十分議論された上で、その地域に合った地方自治を目指したいものです。

16号に引続き今回も担当しましたが、私が担当するのはこれまでとなります。次号をまたお楽しみに... (厚)